第3回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録(抜粋)

令和2 (2020) 年4月17日(金) 8時30分~9時15分 本庁4階 大会議室

(危機管理部)

・国の法に基づいた緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大する発令を受け、本日、新潟県は対策本部を開催し、対策方針を決める予定である。本市においては、事前に準備しておかなければならないことについて情報を共有し、今後に備えたい。

1 緊急事態措置区域の対象地域拡大(全都道府県対象)について

- ・緊急事態を宣言する権限は、内閣総理大臣にあり、都道府県における具体的な措置・要請 をする権限は都道府県知事にある。
- ・国・県の指示に基づいて、市町村は対応していく(特措法)

◇本市として、事前に個別に取扱いを検討又は判断する必要がある事項

市立学校の臨時休業について

保育園の登園取扱いについて

児童クラブの利用の取扱いについて

社会教育施設の貸出しなどの方針について(市民プラザ、アルフォーレなど)

スポーツ施設の貸出しなどの方針について

市主催事業・行事などの実施方針について

市発注工事の一時停止などの検討について

市役所の通常業務(窓口、出張、会議など)実施方針について(職員出勤体制を含む)

市庁舎等市有施設の消毒等管理強化について

コールセンター、対策チーム設置の検討について

市議会の開催方針・形態の検討について

県域・市域内の移動制限について

市独自の経済対策の実施検討について

※県からの要請内容を踏まえて、検討していく。

2 その他

(市民生活部長)

- ・ 高柳町のじょんのび村は、4月18日(土)から当分の間休館する。
- ・6月7日(日)のクリーンデーは中止する。

3 本部長指示

(副本部長)

・感染者を出さない、感染させないことが第一であり、これまでに実施していた取組について 手を緩めることなく、更に一段と厳しく対応すること。

(本部長)

- 更なるスピード感、更なる想像力が必要である。
- ・一番大切なことは、市民の皆様が一番何に困っているかを常に念頭に置きながら、スピー ド感のある施策の組立てをお願いしたい。